

子ども条例検討プロジェクト

報告書

（後期検討会のまとめ）

令和6年12月

世田谷区 子ども・若者部 子ども・若者支援課

1 後期検討会の実施概要

区では、世田谷区子ども条例の一部改正条例（以下「条例」という。）の制定に向けて、中学生・高校生世代をメンバーとする「子ども条例検討プロジェクト」を新たに立ち上げ、条文案を検討し、条例（素案）に反映した。（検討の詳細は、「子ども条例検討プロジェクト 中間報告書（前期検討会のまとめ）」を参照。）

後期検討会では、条例（素案）の内容を子どもたちにフィードバックするとともに、議会での議論や、9月に実施したパブリックコメント、子ども・若者の声ポスト（インターネットアンケート）に寄せられた条例（素案）への意見や、令和6年度に児童館や青少年交流センターで実施した「子ども・青少年会議」で出た意見を踏まえ、内容の再検討を行った。

【検討内容】

- ① 子どもの権利と目標の検討と、前文のまとめ
- ② 子どもの権利のまとめ

大学生世代の若者がグループワークのファシリテーターとなって子どもたちの思いを引き出し、子どもたちが主体となって検討を行った。

(1)実施場所

池之上青少年交流センター

(2)プロジェクトメンバー

公募により集まった、中高生世代の子ども18人
（うち、前期検討会からの継続参加9人）

(3)運営メンバー

①ファシリテーター

大学生世代の若者（子ども・青少年協議会の若者委員）

②ファシリテーターのサポート

「アップス」ユースワーカー

③アドバイザー

林 大介 氏（浦和大学社会学部准教授）

久保田 純 氏（日本大学文理学部准教授）

④事務局

子ども・若者支援課計画担当

(4)実施回数

令和6年10月から11月にかけて全3回開催

2 後期検討会プロジェクトメンバーの公募

令和6年9月24日から10月17日の間、区 HP や児童館等へのチラシ配布により公募した。

中学生・高校生世代
の声を子ども条例に
反映させよう！



第二弾
子ども条例
検討プロジェクト



参加者募集！！



＜お申込みはこちら
申込み期限
令和6年10月17日（木）＞

※ホームページ内のLoGoフォーム
申請画面よりお申込みください
また、お問い合わせ等は下記事務局
へご連絡ください

主催:世田谷区子ども・若者部
子ども・若者支援課

TEL:03-5432-2528
FAX:03-5432-3016

【日時】 第1回:10月24日（木）
第2回:11月7日（木）
第3回:11月21日（木）

※いずれも午後6時から午後8時まで

【場所】 池之上青少年交流センター 音楽室
(代沢2-37-18)京王井の頭線池ノ上駅 徒歩3分
小田急線下北沢駅 徒歩15分

【対象】 区内在住、在学、在勤の
中学生・高校生世代 12名程度
応募多数の場合は抽選を行います

【内容】 世田谷区の子どもの未来を考え、
それを活かせるよう、子ども条例に
載せる内容を話し合います

【謝礼】 1,000円／1回

3 後期検討会のスケジュールと検討内容

第1回 10月24日(木)18:00ー20:00

「前期検討会の振り返りと、前文の検討」

(1)オリエンテーション

(2)前期検討会の振り返り

(3)グループワーク「前文」

●意見が寄せられたフレーズについて、表現を考える。

第2回 11月7日(木)18:00ー20:00

「目標、子どもの権利の検討と、前文のまとめ」

(1)グループワーク「目標」、「子どもの権利」

●意見が寄せられた権利について、表現を考える

●目標について考える

●新たに加えたい権利について考える

(2)全体ワーク「前文」

●再構成案についての意見交換

第3回 11月21日(木)18:00ー20:00

「条文のまとめ」

(1)全体ワーク「目標」、「子どもの権利」

●修正案についての意見交換

(2)全体ワーク「前文」

●前回の議論についての確認

(3)区長への報告会

4 グランドルール

子どもたちが安心して検討できる環境を確保するため、毎回、検討会の冒頭で以下のグランドルールを確認した。

(1) 参加者のグランドルール

参加者は、次のルールを守ってこの会議に参加しますので、安心して話をしてください。

① 秘密をみんなで守ります

- 誰が何を話したかについてはここだけの秘密にします。みんなもここだけの秘密にしてください。
- SNSなどにアップしないよう、お願いします。
- 区や大人が、この会議で話したことを、条例や条例を説明する資料に反映するとき、誰が話したかわからないようにします。

② 意見を尊重します

- 自分と違う意見が出たとしても、こんな風に考える人もいると考え、相手の意見を尊重します。
- 区や大人は、みなさんの話を真剣に聴き、「子どもからの意見」として区がしっかりと受けとめます。意見を言ったり、反論したりすることはありません。

③ 自分のペースで参加することができます

- 話をしたくないときは、聞いているだけでも大丈夫です。
- 人の意見を聴いて、何か思い出したりしたら、その意見もぜひ話してください。

④ このほかにも、参加者がルールを決めることができます

(2) 見学者のグランドルール

① 誰が何を話したかについては、ここだけの話にしてください。

写真や動画は撮らないでください。SNSなどにアップしないようお願いいたします。

② 話したことや、意見一つ一つをそのまま受けとめ、尊重してください。

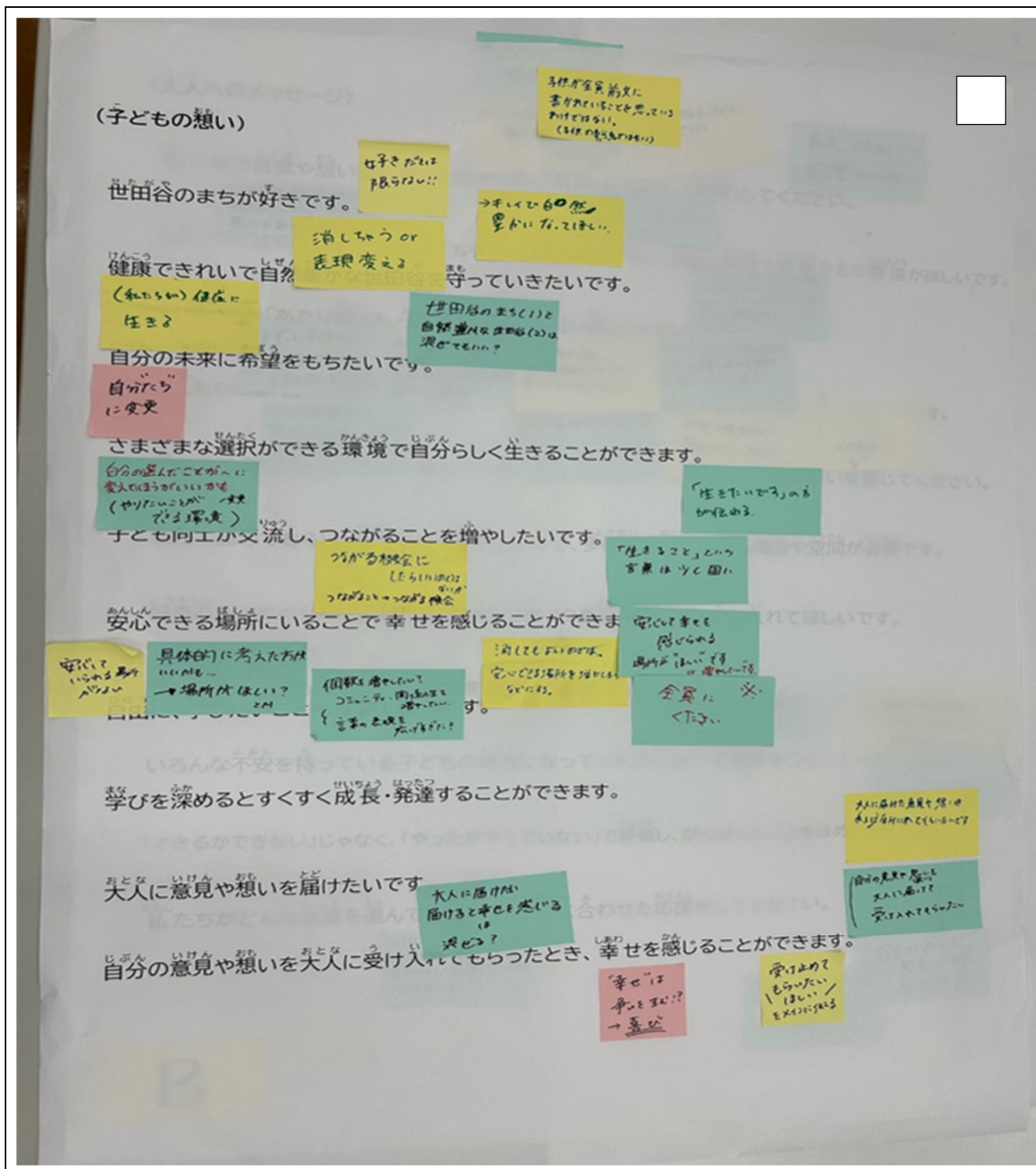
③ 見学用の場所からそっと見守ってください。

5 「前文」の再検討

(1) 第1回検討会

条例(素案)の前文について、9月に実施したパブリックコメント等で意見が寄せられたフレーズを中心に、グループワークで検討を行った。条文への意見等を付箋に書き、模造紙に貼ってもらい発表した。

○「子どもの想い」



(子どもの想い)

世田谷のまちが好きです。

健康で

(健康)
緑が沢山
あって

世田谷を守っている

1健康に
落らせて

自分の未来に希望をもちたいです。

みんなの
未来に希望

さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

みんなが笑って
幸せに暮らせば
世界が明るいはず!

幸せを感じることができます。

安心に暮らせば
ちのち?

自由に、学びたいことを探求したいです。

自由に学び
やりたいことを探求
したいです!

学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

大人に意見や想いを届けたいです。

私たちのような進路を志す人にも、大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

(子どもの想い)

世田谷のまちが好きです。

たよくていい

健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていききたいです。

人々？

みんなの

もっともつから
めたいと思う

もてるようにしたい

自分の未来に希望をもちたいです。

さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。

自分で自分のことを
選べる。

ことの
手までいい

子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。

安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。

安べ、幸せ
??

安心して
暮らせる
いい

ナヤリたい
こと

「探究」を
わかりやすく

自由に、学びたいことを探求したいです。

学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。

～があるところまで③
～することができず④
という表現は通じない。
③④の表現を併用する。

大人に意見や想いを届けたいです。

自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

○「大人へのメッセージ」

(おとな
大人へのメッセージ)

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」じゃなく、「肯定」してください。

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない

まずは子どもの
声を聞いてから…
(子供が泣き止むまで)

大人も現状では
理解できていない
から、子供の手を助
ける必要がある

大人の顔つきが、
 顔に「記憶をくちくちくする」
 や「記憶をくちくちくする」

ケンカ強いのはいいけど、
もう少し優しいのがいいのでは？

つるども世の良縁を
かりて、そのふゆへ
して愛いてほしい

知篇ははいふない
6

21%, 13% 14% の
重さ、CS-11 13%

✓

子どもはき

るっていう

想いを信じてください。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が必要です。

(優しいですの方向に
いいかも)

その後の発展に
ついては、

いろいろな不安ふあんを持っている子どもこどもの味方みかたになってくれる人ひとがいる場所ばしょをつくって

「つくはははは」
「はははは」
「はははは」

「できるかできない」じゃなく、「やったかやっていない」で^{ひょうか}評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

アパースカス 大団圓の
意はあえていけど、その
人生だからその想い
もアパースカス。



Two sticky notes are attached to the bottom right of the page. The top note is light blue and contains the text: "おとなはだし 大見ばかり 遠慮時?". The bottom note is light green and contains the text: "見てほしい" and "天啓".

(大人へのメッセージ)

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」ではなく、「肯定」してく
大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってほしいです。

子どもはきっこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる...をつくってください。

「できるか」、「やったかやっていないか」で評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた対応を...

（大人へのメッセージ）

私たちの言葉や想いをしっかり受けとめ、「否定」ではなく、「肯定」してください。

否定から入るの嫌

いらない？

肯定→尊重

家や学校で
否定ばかり
入らなから。

大人たちに意見や想いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

大人が
かもしこる空気
に問題があるから
変え

大人のコミュニティと
子どものコミュニティは
違う。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってください。

対等→同じ立場
同じ目標

子どもはきっとこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や想いを信じてください。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。

「できるかできない」ではなく、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

(2) 第2回検討会

前回のグループワークで出た意見を整理し、まとめた資料をもとに、表現などについて全体ワークで意見交換を行った。

- ① 前回意見が複数案出た部分について、①②などの選択肢からどれが一番良いかを議論した。
- ② 修正した表現について確認を行った。

○意見交換で使用した資料

20241024 条例検討プロジェクトの検討まとめ「前文」について	
検討結果	改正条例(素案)
前文 (子どもの意見表明) 1. 子どもの思い 【私たちは、自分の意見や思いを大人に受けとめてもらったとき、喜びを感じることができます。】 きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 ①自分たち ②みんな ③私たちが、の未来にもっと希望をもちたいです。 自分でさまざまな選択をして自分らしく生きたいです。 子ども同士が交流し、 つながる【①機会】 【②こと】を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。 自由に、学び、やりたいこと 【①にチャレンジ】 【②を探索】 【③チャレンジ・探索】したいです。 学びを深めて、すくすく成長・発達したいです。 大人に意見や思いを届けたいです。 ※世田谷のまちが好きです。 入れる 6 を採用するかは検討。 入れない 9 ↑ ー ができる 43票あり 提案も入れてもらう (もろ、納得...) あきらめずおこな 2つにわけていい	前文 (子どもの想い) 世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 自分の未来に希望をもちたいです。 さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。 子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。 自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすくすく成長・発達することができます。 大人に意見や想いを届けたいです。 自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。

検討結果

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、

子ども世代の「あたり前」

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。

子どもはきっこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や思いを信じてください。

私たちの言葉や思いをしっかり受けとめ

① た上で向き合ってください。 14

② 否定から入るのでなく共感してください。 12

みんなが意見や思いを尊重しあって、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けられる

③ あると嬉しいです。 1

④ ほしいです。 16

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできない」じゃなくて、「やっている姿」を見てく

ださい。私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

改正条例(素案)

大人へのメッセージ

私たちの言葉や思いをしっかり受けとめ、

「否定」じゃなくて、「肯定」してください。

大人たちに意見や思いを尊重してもらえ

て、何かを恐れずに、自由に発言や表現で

きる環境がほしいです。

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あ

たり前」じゃない。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持

ちを思い出して、子どもと対等に向き合っ

てほしいです。

子どもはきっこう感じているっていう決

めつけじゃなくて、本人の言葉や思いを信

じてください。

個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、

多様性が認められる機会や空間が必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワ

クを育ちや学びに取り入れてほしいです。

すべての子どもが安心でき、教育を受けら

れる多様な環境が必要です。

いろんな不安を持っている子どもの味方にな

てくれる人がいる場所をつくってください。

「できるかできない」じゃなくて、「やったがや

ていない」で評価し、がんばったことをほめてく

ださい。私たちがどんな進路を選んでも、一人ひと

りに合わせた応援をしてください。

(3) 第3回検討会

第2回検討会で出た意見を整理し、まとめた資料をもとに、改めて全体ワークで意見交換を行った。

○意見交換で使用した資料

【2024.11.21検討資料】

条例検討プロジェクトの検討まとめ「前文」について

検討結果	改正条例(素案)
前文 (<u>子どもの意見表明</u>) 1. <u>子どもの思い</u> 私たちは、自分の意見や思いを大人に受けとめてもらったとき、喜びを感じます。 きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 私たちの未来にもっと希望をもちたいです。 自分でさまざまな選択をして自分らしく生きたいです。 子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。 安心できる場所を増やしたいです。 自由に、学び、やりたいこと (A)にチャレンジ (B)にチャレンジして探求したいです。 学びを深めてすすく成長・発達したいです。 大人に意見や思いを届けたいです。 こんな思いが叶う世田谷にしたいです。	前文 (<u>子どもの想い</u>) 世田谷のまちが好きです。 健康できれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。 自分の未来に希望をもちたいです。 さまざまな選択ができる環境で自分らしく生きることができます。 子ども同士が交流し、つながることを増やしたいです。 安心できる場所にいることで幸せを感じることができます。 自由に、学びたいことを探求したいです。 学びを深めるとすすく成長・発達することができます。 大人に意見や想いを届けたいです。 自分の意見や想いを大人に受け入れてもらったとき、幸せを感じることができます。 (世田谷のまちが好きです。)

検討結果	改正条例(素案)
2. 大人へのメッセージ 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。<u>違えぬことがあります。</u> 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。 子どもはきっこう感じているっていう決めつけじゃなくて、<u>私たちの言葉や思いを信じてください。</u> そして、<u>言葉や思いをしっかりと受けとめた上で向き合ってください。</u> みんなが意見や思いを尊重しあって、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。 個性を認められ、自分らしく生きたいので、多様性が尊重される機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境がほしいです。 いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。 「できるかできない」じゃなくて、「やっている姿」を見てください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。	大人へのメッセージ) 私たちの言葉や思いをしっかりと受けとめ、「否定」じゃなくて、「肯定」してください。 大人たちに意見や思いを尊重してもらえて、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境がほしいです。 大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」じゃない。 大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと対等に向き合ってください。 子どもはきっこう感じているっていう決めつけじゃなくて、本人の言葉や思いを信じてください。 個性を認めてもらい、自分らしく生きたいので、多様性が認められる機会や空間が必要です。 好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れてほしいです。 すべての子どもが安心して、教育を受けられる多様な環境が必要です。 いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所をつくってください。 「できるかできない」じゃなくて、「やったかやっていない」で評価し、がんばったことをほめてください。 私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

○意見交換の様子



(4)完成した「前文」

(子どもの意見表明)

1. 子どもの思い

私たちは、自分の意見や思いを受けとめてもらったとき、喜びを感じます。

きれいで自然豊かな世田谷を守っていきたいです。

私たちの未来にもっと希望を持ちたいです。

自分で様々な選択をして自分らしく生きたいです。

子ども同士が交流し、つながる機会を増やしたいです。

安心できる場所を増やしたいです。

自由に、やりたいことにチャレンジして、学びを深め、成長していきたいです。

大人に意見や思いを届けたいです。

こんな思いがかなう世田谷にしたいです。

2. 大人へのメッセージ

大人世代の「あたり前」は、子ども世代の「あたり前」とは違います。

大人たちには、自分が子どもだった時の気持ちを思い出して、子どもと同じ目線に立って向き合ってください。

子どもはきっこう感じているという決めつけではなく、私たちの言葉や思いを信じてください。

そして、言葉や思いをしっかり受けとめた上で向き合ってください。

みんなが意見や思いを尊重し合って、何かを恐れずに、自由に発言や表現できる環境が欲しいです。

個性が認められ自分らしく生きたいので、多様性が尊重されることが必要です。

好奇心がくすぐられる体験、機会など、ワクワクを育ちや学びに取り入れて欲しいです。

全ての子どもが安心でき、教育を受けられる多様な環境が欲しいです。

いろんな不安を持っている子どもの味方になってくれる人がいる場所を増やしてください。

「できるかできないか」だけを見るのではなく、「やっている姿」も見てください。

私たちがどんな進路を選んでも、一人ひとりに合わせた応援をしてください。

じょうれい もくひょう
(条例の目標)

差別と区別を
(区別)は
かする。

だい じょう じょうれい もくひょう
第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

こ かんが じぶん えがお
子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。

じぶん けんり
(自分らしくいられる権利)

1.2
言いかを変えた
同じでも...OK

だい じょう こ じぶん おも つぎ かが けんり ほしょう
第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

じぶん さべつ う けんり
(1)自分らしくいられ、差別を受けない権利

変えられている
(差別)

びやうどう あつか
(2)平等に扱われる権利

見える差別
もある

結果の公平
プロセス
あり

過程

のうりよく おう びやう か けんり
(3)能力に応じて評価される権利

評価される
= 結果が全てではない

ゆた す けんり
(豊かに過ごす権利)

だい じょう こ さまざま けいけん とお じぶん ゆた せいちょう はったつ おも つぎ かが
第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる
けんり ほしょう
権利が保障されなければなりません。

いま しょうらい ゆた い けんり
(1)今も将来も豊かに生きることができる権利

じぶん ついきゅう けんり
(2)自分のやりたいことを追求できる権利

(2)は一部に
してもOK

自分の好き
(その好き)
いいと思う

結果
(2)は結果
(3)は今

おも き あそ じぶん たの
(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

じぶん し じょうほう え けんり
(4)自分が知りたい情報を得られる権利

じょうれい もくひょう
(条例の目標)

だい じょう
第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。

こ かんが じぶん えがお
子どもが考える「みんなが自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち」をつくります。

じぶん けんり
(自分らしくいられる権利)

だい じょう こ じぶん おも つぎ かが けんり ほしろう
第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

じぶん さべつ う けんり
(1)自分らしくいられ、差別を受けない権利

びょうどう あつか けんり
(2)平等に扱われる権利

全員が平等に生きらる権利

のうりよく おう ひょうか
(3)能力に応じて評価される権利

子どもの心には結果ではなく過程にある

5/1-3

だい じょう こ じぶん
第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を
けんり ほしろう
権利が保障されなければなりません。

いま しょうらい ゆた い けん
(1)今も将来も豊かに生きることができる権利

じぶん ついきゅう けんり
(2)自分のやりたいことを追求できる権利

おも さ あそ じぶん たの けんり
(3)思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利

じぶん し じょうほう え けんり
(4)自分が知りたい情報を得られる権利

みんなが自分らしく
笑顔になれるまち

平等

扱われる

結果だけじゃなくて
過程も褒められる
権利

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

結果だけじゃなくて
過程も見えて!!

【第7条～第9条(子どもの権利)】

しゃかい まも しえん う けんり
(社会から守られ、支援を受ける権利)

だい じょう こ あんしん す
第7条 子どもは、安心して過ごすため、
ほしやう
が保障されなければなりません。

あんぜん あんしん す けんり
(1)安全で安心して過ごすことができる権利

他の命に侵されない権利?

↓

けんり
(2)生存に関する権利

「命」として生きる権利?
?2.こと?

けんこう く けんり
(3)健康で暮らせる権利

せいかつかんさよう しぜんかんさよう けんり
(4)生活環境と自然環境が守られる権利

けんり
(5)自己決定の権利

だい じょう こ けんり
第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

さまざま ちょうせん しつぱい けんり
(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利

失敗することを否定されない権利?

せんたく じ こけつてい けんり
(2)選択して自己決定できる権利

けんり
(3)自分らしく学び、成長・発達できる権利

いけん ひようめい さんか さんかく けんり
(意見を表明し、参加・参画する権利)

だい じょう こ けんり
第9条 子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

いけん ひようめい けんり
(1)意見を表明できる権利

たいわ きょうどう けんり
(2)対話をして協働する権利

ちいき さんかく けんり
(3)地域に参画する権利

何が平等
ていてほしい
の?

けん う
受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利

けんり
自分の権利に配慮をし、
思いやりを持ち、自分にできる
ことをすることによって
権利

けんり
(1)～(3)は
重要な部分か
ある。
(2)の中には(3)?

けんり
1人の手だけでは不足
(足りたり不足?)

けんり
青が他いかに多いか
は差別か平等か
を指しているのか
? ? ? ? ?

けんり
新
本来の権利
古くから「まごころ」はいい
否定は「おどろ」はいい

しゃかい まも しえん う けんり
(社会から守られ、支援を受ける権利)

だい じょう こ あんしん す しゃかい まも しえん う おも つぎ かが けんり
第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利
ほしょう
が保障されなければなりません。

(1) 安全で安心して [↓] 生きる とができる権利 ^{けんり} 安全にして
安全に生きる 権利
安全に生きる 権利
(2) 権利

せいぞん かん けんり
(1) 生存に関する権利

生存は大事
生きる

(3) いらい？ けんり
(1) 健康で暮らす権利

健康で暮らし
休める権利

休息・休息
の権利と
ここに書く？

(3) 消して、
↓を追加

休息機会
(場所と)

せいかつかんきょう しぜんかんきょう
(4) 生活環境と自然環境が守られる権利

じぶん じぶん き けんり
(自分で自分のことを決める権利)

だい じょう こ じぶん かん じぶん き おも つぎ かが けんり ほしょう
第8条 子どもは、自分に関する自分を自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければ
なりません。

さまざま ちょうせん しっぱい けんり
(1) 様々なことに挑戦して失敗できる権利

せんたく じ こけつてい けんり
(2) 選択して自己決定できる権利

じぶん まな せいちょう はったつ けんり
(3) 自分らしく学び、成長・発達できる権利

いけん ひょうめい さんか さんかく けんり
(意見を表明し、参加・参画する権利)

だい じょう こ じぶん いけん おも ひょうめい じぶん かが さんか さんかく おも つぎ
第9条 子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に
掲げる権利が保障されなければなりません。

いけん ひょうめい けんり
(1) 意見を表明できる権利

たいわ きょうどう けんり
(2) 対話をして協働する権利

ちいき さんかく けんり
(3) 地域に参画する権利

しゃかい まも しえん う けんり
(社会から守られ、支援を受ける権利)

だい じょう こ あんしん す しゃかい まも しえん う おも つぎ かか けんり
第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。そのためには、主に次に掲げる権利
ほしょう
が保障されなければなりません。

あんぜん あんしん す けんり
(1)安全で安心して過ごすことができる権利

せいぞん かん けんり
(2)生存に関する権利

生存権から
守られ

けんこう く けんり
(3)健康で暮らせる権利

せいかつかんきょう しぜんかんきょう けんり
(4)生活環境と自然環境が守られる権利

じぶん じぶん き けんり
(自分で自分のことを決める権利)

だい じょう こ じぶん かん じぶん き おも つぎ かか けんり ほしょう
第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければ
なりません。

さまざま ちょうせん しっぱい けんり
(1)様々なことに挑戦して失敗できる権利

せんたく じ こ けつてい けんり
(2)選択して自己決定できる権利

(自由に)

(自分で選択して
決定する)

じぶん まな せいちょう はつたつ けんり
(3)自分らしく学び、成長・発達できる権利

(自分らしく
入会・参加・発展)

いけん ひょうめい さんか さんかく けんり
(意見を表明し、参加・参画する権利)

だい じょう こ じぶん いけん おも ひょうめい じぶん かか さんか さんかく おも つぎ
第9条 子どもは、自分の意見や想いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。そのためには、主に次に
かか けんり ほしょう
掲げる権利が保障されなければなりません。

いけん ひょうめい けんり
(1)意見を表明できる権利

意見
(発言)

(表明) 意見を
わけてい

表明のまのちが
あり

たいわ けんり
(2)対話をして協働する権利

ちいき さんかく けんり
(3)地域に参画する権利

(2) 第3回検討会

第2回検討会で出た意見を整理した模造紙をもとに、「目標」、「子どもの権利」について全体ワークで確認を行い、意見をまとめた

検討結果	検討前
(条例の目標) 第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。 子どもが考える ① みんなが ② 一人ひとりが ① 自分らしくチャレンジでき笑顔になれるまち ② 笑顔で自分らしくチャレンジできるまち 「<u>みんなが</u>自分らしくチャレンジでき<u>笑顔</u>になれるまち」をつくります。	(条例の目標) 第3条 この条例の目標は、次のとおりとします。 子どもが考える 「<u>みんなが</u>自分らしくチャレンジでき<u>笑顔</u>になれるまち」をつくります。
(自分らしくいられる権利) 第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) 自分らしくいられ、個性が認められる権利 (2) 公正に評価される権利	(自分らしくいられる権利) 第5条 子どもは、自分らしくいられます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1) 自分らしくいられ、差別を受けない権利 (2) 平等に扱われる権利 (3) 能力に応じて評価される権利
(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利 (2) 自分のやりたいことを追求できる権利 (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4) 自分が知りたい情報を得られる権利 (5) 休む権利	(豊かに過ごす権利) 第6条 子どもは、様々な経験を通して、自分を豊かに成長・発達させることができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません (1) 今も将来も豊かに生きることができる権利 (2) 自分のやりたいことを追求できる権利 (3) 思い切り遊び、自分にとって楽しいことをする権利 (4) 自分が知りたい情報を得られる権利

検討結果	検討前
(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して<u>生活</u>することができる権利 ← (2)健康で暮らせる権利 (3)生活環境と自然環境が守られる権利 (見直し) <i>※教育環境</i> 家の環境、学校の環境、地域の環境、自然環境が守られる。	(社会から守られ、支援を受ける権利) 第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)安全で安心して<u>過ごす</u>ことができる権利 (2)生存に関する権利 (3)健康で暮らせる権利 (4)生活環境と自然環境が守られる権利
(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)自分で<u>選択</u>して<u>自由</u>に自己決定できる権利 ← (2)自分らしく学び、成長・発達できる権利 ← (3)様々なことに挑戦して失敗できる権利 ← <i>※教育環境</i> 自分で考えて、自由に表現できる。	(自分で自分のことを決める権利) 第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)様々なことに挑戦して失敗できる権利 (2)選択して自己決定できる権利 (3)自分らしく学び、成長・発達できる権利
(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見や思いを様々な方法で<u>表す</u>ことができる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利	(意見を表明し、参加・参画する権利) 第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画することができます。 そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。 (1)意見を<u>表明</u>できる権利 (2)対話をして協働する権利 (3)地域に参画する権利

(3)完成した「目標」 ※子どもたちの意見を反映した部分をゴシック体にしています。

じょうれい もくひょう
(条 例 の 目 標)

だい じょう じょうれい もくひょう つぎ
第 3 条 この 条 例 の 目 標 は、次 の と お り と し ま す。

こ かんが ひとり えがお じぶん
(1)子どもが 考 え る「一 人 一 人 が 笑 顔 で 自 分 ら し く チ ャ レ ン ジ で き る ま ち」を つ く り ま す。

(4)完成した「子どもの権利」 ※子どもたちの意見を反映した部分をゴシック体にしています。

じぶん けんり
(自 分 ら し く い ら れ る 権 利)

だい じょう こ じぶん おも つぎ かか けんり ほしょう
第 5 条 子 ども は、自 分 ら し く い ら れ ま す。そ の た め に は、主 に 次 に 掲 げ る 権 利 が 保 障 さ
れ な け れ ば な り ま せ ん。

じぶん こうせい そんちょう けんり
(1)自 分 ら し く い ら れ、個 性 が 尊 重 さ れ る 権 利

こうせい ひょうか けんり
(2)公 正 に 評 価 さ れ る 権 利

ゆた す けんり
(豊 かに 過 ご す 権 利)

だい じょう こ さまざま けいけん とお じぶん ゆた せいちょう はったつ
第 6 条 子 ども は、様 々 な 経 験 を 通 し て、自 分 を 豊 かに 成 長 ・ 発 達 さ せ る こ と が で き ま
す。そ の た め に は、主 に 次 に 掲 げ る 権 利 が 保 障 さ れ な け れ ば な り ま せ ん。

いま しょうらい ゆた い けんり
(1)今 も 将 来 も 豊 かに 生 き る こ と が で き る 権 利

じぶん ついきゅう けんり
(2)自 分 の や り た い こ と を 追 求 で き る 権 利

おも き あそ じぶん たの けんり
(3)思 い 切 り 遊 び、自 分 に と っ て 楽 し い こ と を す る 権 利

じぶん し じょうほう え けんり
(4)自 分 が 知 り た い 情 報 を 得 ら れ る 権 利

こころ からだ つか きゅうそく けんり
(5)心 や 身 体 が 疲 れ た と き に 休 息 す る こ と が で き る 権 利

(社会から守られ、支援を受ける権利)

第7条 子どもは、安心して過ごすため、社会から守られ、支援を受けることができます。

そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)安全で安心して生きることができる権利

(2)健康で暮らせる権利

(3)生活環境と自然環境が守られる権利

(自分で自分のことを決める権利)

第8条 子どもは、自分に関することを自分で決めることができます。そのためには、主に次に掲

げる権利が保障されなければなりません。

(1)自分で選択して自由に自己決定できる権利

(2)自分らしく学び、成長・発達できる権利

(3)様々なことに挑戦して失敗できる権利

(意見を表明し、参加・参画する権利)

第9条 子どもは、自分の意見や思いを表明し、自分に関わることに参加・参画すること

ができます。そのためには、主に次に掲げる権利が保障されなければなりません。

(1)意見や思いを様々な方法で表すことができる権利

(2)対話をして協働する権利

(3)地域に参画する権利